

湘南なぎさ荘の今後に向けた説明会で後日回答について

○ご質問・ご意見 1

老人福祉法に基づき老人福祉センターが設置されていると思いますが、厚生労働省からはどのような通達が来ているのか。また、福祉計画を変更しようとするときは県の意見を聴かなければならないと法律上定められている。法律違反ではないのか。

◇事務局（高齢支援課）

老人福祉法の制定が昭和38年ぐらいで、その当時の通知は保存期間を過ぎているので分かりません。厚生労働大臣からは高齢者保健福祉計画に基づき、老人福祉センターについても位置づけをして運営をしていくようにということなので、計画に基づき運営をしているものですが、老人福祉センターのことだけを県に聴いているということではありません。**県への相談については後日回答させていただきます。**

回答（後日回答分）

老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画、本市においては「藤沢市高齢者保健福祉計画」「藤沢市介護保険事業計画」「藤沢市認知症施策推進計画」を合わせて『いきいき長寿プラン』として計画策定をしています。この計画の中には「老人福祉センター」に関する内容も含まれています。計画の改訂に先立っては、法改正等に伴う国・県からの伝達事項等もあり、それらを踏まえた計画策定をするとともに、県への報告をしています。計画に関するこれまでの本市の事務について法の定めから逸脱する点は無いと認識しています。また、神奈川県に説明会開催等のこれまでの経緯を説明し、進め方等についても助言をいただいているところですが、問題がある進め方ではないという認識でございます。

以上